

6 川健高事第2401号
令和6年12月5日

市内介護施設等運営事業者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課長

令和6年度介護施設等における非常災害用設備等に係る補助金の
2次協議の実施について（通知）

日頃から本市高齢者政策に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。
この度、厚生労働省が所管する「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」
における高齢者施設等における非常災害用設備等の事業について、次のとおり補助金の事前
協議の受付を行います。

補助金活用を希望する事業所につきましては、期日までに協議書・見積書等の提出をして
ください。補助事業の活用を希望される場合は、必ず御回答ください。

なお、書類の提出をもって補助が確約されるものではありませんので、御了承ください。

1 期 限

令和7年1月7日（火）午後5時まで（※期日必着）

2 提出先

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課計画推進係

3 提出方法

（1）「4 提出資料」にある（1）～（8）」について、メールにて提出

提出先アドレス：40kosui@city.kawasaki.jp

※（1）～（3）のデータは電子媒体（エクセル等）のまま御提出ください。

※メールの件名は「提出__補助金事前協議（〇〇〇事業・施設名）」としてください。

（2）「4 提出資料」にある（4）～（8）」については、紙媒体でも2部御提出ください。

提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

健康福祉局高齢者事業推進課計画推進係

4 提出資料

（1）協議書

（2）防災・減災等事業整備計画書

（3）整備計画一覧表

- (4) 事業所の位置図、平面図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- (5) 工程表
- (6) 併設事業所等がある場合は事業所ごとの専有面積及び按分が分かる資料
- (7) 見積書（2者以上）

見積もりにあたっては、「8 留意事項（5）」の内容を御確認いただき施工業者の選定を行ってください。

- (8) その他参考書類（工事・設備の概要資料等）

必要に応じて、上記以外の書類提出を求める場合があります。

5 対象施設・事業内容・金額・条件等

詳細は、別紙「補助対象整理表」等を参照

※補助下限額など条件がありますので、必ず別紙を御確認ください。

6 採択方針

- (1) 令和6年4月1日から義務化される業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外となります。
- (2) 福祉避難所の指定・協定の状況を参考とします。
- (3) 令和3年度から令和7年度までの5年間については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく整備（以下、「加速化対策分」という）の実施を推進するため、令和5年度第一次補正予算により確保することとしている。なお、本協議においては、加速化対策分のうち、特に進捗が遅れている耐震化設備整備、水害対策強化事業を優先的に採択予定です。

7 手続きの流れ

- (1) 川崎市への事前協議書の提出（事業者⇒川崎市）【令和7年1月7（火）日まで】
- (2) 川崎市から内示の連絡（川崎市⇒事業者）【令和7年2月末頃】
- (3) 川崎市へ補助金交付申請書を提出（事業者⇒川崎市）【(2)の連絡後】
- (4) 補助金の交付決定通知の発出（川崎市⇒事業者）【(3)の提出後概ね1か月】
- (5) 工事にかかる契約・工事着手
 - (※) 必ず(2)の川崎市から連絡を受けてから着手してください。それ以前に工事契約締結・工事着手をした場合、補助対象外となります。
- (6) 補助事業完了後、実績報告書を提出（事業者⇒川崎市）【完了後10日以内】
- (7) 川崎市による完了検査。検査後、補助金確定通知の発出（川崎市⇒事業者）
- (8) 補助金の請求（事業者⇒川崎市）
- (9) 補助金交付
- (10) 当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還

8 留意事項

- (1) 当該補助事業については、厚生労働省の交付金を活用するため、**国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件**となります。また、本市及び国の予算の範囲内で実施します。
- (2) 事前協議書の内容で国と協議を行いますので、内示後は協議を行った内容から変更を行うことはできません。
- (3) 川崎市からの連絡を受ける前に補助事業に着手した場合、補助対象となりません。
- (4) 補助金額に応じて、適切な方法で施工業者を決定してください。

(参考)	一般競争入札	指名競争入札 (5社以上)	見積合せ (3社以上)
工事	1,000万円以上	1,000万円未満	250万円以内
製造請負			250万円以内
物件の買入れ			160万円以内
委託			100万円以内

(※) 本市において「補助金等工事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、令和元年12月に「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部が改正されました。詳細については、別添の事務連絡(R2.4)及び周知用チラシを御参照ください。

- ・対象100万円を超える補助金等を交付される補助事業者等
- ・100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する。

(※) 何らかの事情により入札又は見積合せが困難なケースがありましたら、高齢者事業推進課までお問合せください。

- (5) 補助対象となった整備について、耐用年数の満了前に事業所の廃止や移転等がされた場合は、残存年数に応じた補助金の返還が発生する場合があります。
- (6) 交付金の受給に係る不正行為や過大受給等が発覚した場合には、交付金の取消を行うとともに、交付金の返還を求めることとなります。
- (7) 建築基準法関係法令、消防法関係法令、介護保険法指定基準等の各種関係法令について遵守してください。
- (8) 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要がありますので、十分留意してください。また、耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を求める場合がありますので、整備しておくようにしてください。
- (9) 各種整備事業を実施するにあたり、補助対象施設以外の施設も建物内に含む複合型施設においては、施設全体に係る事業費については面積按分にて算定してください。

なお、補助対象面積の按分の確認手順については、別添の「補助対象面積の按分方法について」を御参照ください。

- (10)「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業」が新設され、「防災改修等支援事業の取扱い」に基づき、整備できることとなりました。なお、対象は令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限られます。

社会福祉連携推進法人制度については、下記厚生労働省ホームページを御参照ください。

◆社会福祉連携推進法人制度：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

<問合せ先>

川崎市 健康福祉局 高齢者事業推進課 計画推進係 塩原

TEL 044-200-2666 ファクス 044-200-3926

メール 40kosui@city.kawasaki.jp

【事務所所在地】〒212-0013

川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエア西館 10 階

【郵便物送付先】〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地